

10/1(木)～10/31(土)の行事

「北海道スタイル」

集中対策期間中

【実施期間 8～9月】



報道発表資料の配付日時 9月25日(金) 14時00分

<p>発表項目 (行事名)</p>	<p><b>「不正軽油防止強化月間」10/1(木)～10/31(土)の取組について</b> <b>～許さん! 通さん! 不正軽油～</b></p>		
<p>記者レクチャー のお知らせ</p>	<p>(実施日時)</p>	<p>発表者</p>	
<p>概要</p>	<p>■ 不正軽油は悪質な脱税行為です。 不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因になるほか、不正軽油が流通することにより公正な市場競争を阻害します。</p> <p>■ このことから、道では10月を「不正軽油防止強化月間」として、不正軽油を「作らない」・「売らない」・「買わない」・「使わない」を合言葉に、次のような取組を実施し、不正軽油の一掃に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察等と協力して路上抜取調査を実施します。</li> <li>○石油製品販売業者や自動車を保有する会社等を訪問し抜取調査を実施します。</li> <li>○業界団体と協同で啓発活動を実施します。</li> <li>○広く道民に不正軽油の情報提供を呼びかけます。 ※例：「著しく安い価格の軽油を売り込んでいる業者がいる」「灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ」</li> </ul> <p><b>不正軽油ストップ110番</b> フリーアクセス 0800-8002-110</p> <p>■ 北海道総務部財政局税務課のホームページ (<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm</a>) ※ スマホからも入力フォームを通じて情報提供していただくことが可能です。</p>		
<p>参考</p>	<p>月間の主な取組内容等は、別紙のとおりです。</p>		

<p>報道(取材)に当たってのお願い</p>	<p>不正軽油は、脱税であることはもちろんのこと、環境を破壊する要因でもありますので、不正軽油一掃に向けた積極的な報道をお願いいたします。</p>		
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>同時配付 (場所) 同時レク</p>		

<p>担当 (連絡先)</p>	<p>総務部財政局税務課 課長補佐(課税対策) 今井 フサエ Tel(直通) 011-204-5062 内線 22-455</p>		
---------------------	---	--	--

## 不正軽油防止強化月間における各種取組の実施について

実施期間 … 令和2年(2020年)10月1日～31日

### 取組内容

■各総合振興局等における路上抜取調査の実施

■特約業者、販売業者、自動車保有者に対する抜取調査の実施

■各地区石油業協同組合との啓発活動の実施  
各地区の石油業協同組合と合同で啓発活動を行う。

■新聞等での広報

■ラジオスポットでの広報  
不正軽油防止強化月間の紹介

■道税ホームページへの掲示(月間後も継続)  
広報内容や不正軽油防止に向けての取組内容の紹介

■啓発ポスターの掲示  
特約業者、トラック協会などの各種団体や市町村等にポスターの掲示を依頼

■啓発リーフレットの配付  
トラック協会などの各種団体や市町村等にリーフレットの配付又は配置を依頼

■啓発用のぼりの設置

## 令和2年度不正軽油防止強化月間取組計画

	抜 取 調 査					広 報										備 考
	路上採取	販売店等	自保者	免税使用者	その他	新聞等 広告	報道機関への 情報提供	市町村 広報誌	ホーム ページ	文書 啓発	街頭 啓発	訪問による 啓発	のぼり 設置	ラジオ	その他	
空知	●※	●				●	●	●	●			●	●			※ 深川道税事務所と合同実施
深川	●※	●	●			●		●				●	●			※ 空知総合振興局と合同実施
石狩	●※										●					※ 札幌道税事務所と合同実施
後志	●※							●	●							※ 小樽道税事務所と合同実施
小樽	●※	●	●				●	●	●	●	●	●				※ 後志総合振興局と合同実施
胆振	●※					●		●	●	●						※ 苫小牧道税事務所及び環境生活課と合同実施
苫小牧	●※	●	●			●		●								※ 胆振総合振興局及び環境生活課と合同実施
日高	●※	●	●			●			●							※ 環境生活課と合同実施
渡島	●※	●				●		●			●	●				※ 檜山振興局と合同実施
檜山	●※					●		●	●				●			※ 渡島総合振興局と合同実施
上川	●※		●					●				●		●		※ 名寄道税事務所及び環境生活課と合同実施
名寄	●※		●						●				●			※ 上川総合振興局及び環境生活課と合同実施
留萌	●			●		●										
宗谷	●※	●	●			●		●	●		●		●			※ 環境生活課と合同実施
オホーツク	●※					●	●	●	●							※ 北見道税事務所、紋別道税事務所及び環境生活課と合同実施
北見	●※					●	●	●	●	●	●					※ オホーツク総合振興局、紋別道税事務所及び環境生活課と合同実施
紋別	●※					●	●	●	●							※ オホーツク総合振興局、北見道税事務所及び環境生活課と合同実施
十勝	●※		●			●		●	●		●					※ 環境生活課と合同実施
釧路	●	●	●			●	●	●	●			●				
根室	●※	●				●		●					●	●	● (農協・漁協 広報誌)	※ 環境生活課と合同実施
札道	●※	●	●								●					※ 石狩振興局と合同実施

許さん!

通さん!

# 不正軽油



## 不正軽油は犯罪です!

脱税

環境汚染

不正競争

※不正軽油は悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

不正軽油ストップ110番

☎ 0800-8002-110

又は右のQRコードから



軽油引取税全国連絡会・北海道／北海道不正軽油防止対策協議会

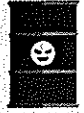




# 不正軽油に関わる人は すべて罰せられます!



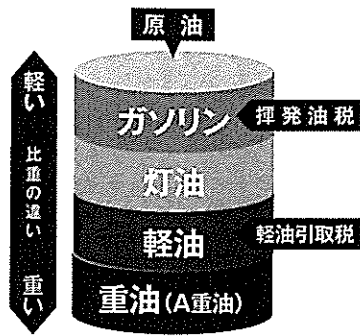
不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。



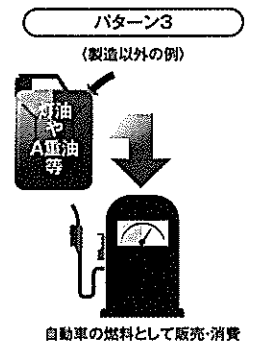
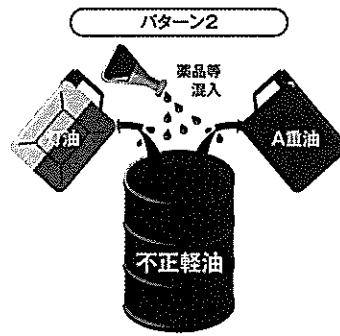
## 不正軽油とは

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。

### 燃料油の種類



### 不正軽油(製造)の主なパターン



### 軽油引取税を脱税すると



軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。  
 なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。  
 (地方税法144条の41)

### 不正軽油を製造すると



知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。  
 (地方税法144条の33)

### 不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると



不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。  
 (地方税法144条の33)

### 不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると



不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**1億円以下の罰金**が科されます。  
 (地方税法144条の33)

### 検査を拒否すると



帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。  
 (地方税法144条の12)

### 不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。

(地方税法144条の4)



**!** 不審な業者や施設などの情報も  
ぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。